平成２３年（フ）第２３０号
福島県郡山市安積町荒井字大久保22番地の５
債務者　成年被後見人清水慶子成年後見人　岩山　慈
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　雄一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
千葉県木更津市下郡1854番地
債務者　土井　貞子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４０１号
奈良県御所市大字古瀬801番地
債務者　谷　勝康
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
富山県黒部市生地吉田9672番地甲、旧住所京都市右京区西院巽町37番地１　ＴＡＫＥ７－701
債務者　武隈　暢
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大浦　清和
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１３９号
青森県八戸市下長４丁目11番24―55号　県営住宅
債務者　佐々木信克
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
愛知県田原市伊川津町前田５番地１
債務者　平井　嘉和
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　典子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４１４号
奈良県橿原市一町1478番地の１
債務者　前川芙美子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和島美枝子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前９時50分
6　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
千葉県君津市泉444番地15
債務者　鈴木　完尚
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第９１号
新潟県燕市燕4367番地
債務者　中沢　剛
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　正一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９４号
新潟県燕市燕4367番地
債務者　中沢　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　正一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３８８号
福井県丹生郡越前町上川去第２号14番地
債務者　谷口　康夫
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２０号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目５番３－７号
債務者　大野　充恵
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７１号
大分県別府市大字亀川1659番地の３
債務者　荒金　功
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３６１号
札幌市西区発寒１条３丁目３番24号　アイ・デ・トード202号
債務者　遊部　隆治
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　友洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０号
群馬県館林市成島町1255―17、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原355番地４
債務者　盛田　輝美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所太田支部